

2021年2月9日

訴状要約

弁護士 加島宏

1 本件は、いずれも京都府の住民である12名が共同して、住民監査請求を経たうえで、京都府知事を被告として、西脇隆俊個人に対し、その違憲・違法に受けた給料合計39万2522円の返還を請求するよう求めて起こした訴訟です。

2 西脇氏は公務とは認められないどんなことをしたことで、違憲・違法な給料を受けたのか。以下、訴状請求の原因の要点だけを述べます。

(1) 2019年5月、亀の甲を焼いてその割れ目を占って斎田を決める「斎田占定の儀」で、大嘗祭が始まりました。京都府が西日本・主基の地方とされたことから、同年9月から11月にかけて、京都府知事等公務員が、大嘗祭の諸儀式・行事の一環である南丹市で行われた主基田抜穂の儀、いずれも皇居で行われた新穀献納の儀、主基殿供饌の儀等に参列・拝礼等をし、京都府はこれを公務と認め、給与と旅費を支払いました。

(2) しかし、京都府知事等の地方公務員が宗教儀式に参列・拝礼することは、憲法の定める政教分離原則に明確に違反しています。したがって、憲法違反の行為を行った時間分の給料と旅費の支出は違憲・違法です。これを支払わせた西脇氏は、個人としてその給料と旅費分の損害を京都府に与えたのです。

(3) 知事の職にある者には京都府の代表者として、給料の支払いを含む一切の財務会計上の顕現と責任があります。よって、個人としての西脇氏は、違憲・違法に支払わせた給料と旅費分の金銭を京都府に返還し、損害を回復するよう求めるというのが、冒頭に述べた12名の原告らがおこした本件住民訴訟です。

以上